

# 宗教法人運営のための 法律入門

## 宗教法人の管理運営 9



### 代表役員代務者・責任役員代務者

#### <代務者とは>

代務者とは代表役員や責任役員が、何らかの事情や理由があって欠員となったり長期間職務を行うことができない場合に置かれる職務代行者のことをいいます。代務者も宗教法人法に定められた法人の機関の1つです。代務者は、代表役員のところで述べた代理人とはちがいます。

宗教法人法第20条は、代務者を置く場合を2つ定めています。1つは代表役員または責任役員が死亡その他の事情や理由で欠けた場合に、すぐには後任の人を選ぶことができないときです(宗教法人法第20条1項)。

2つ目は代表役員または責任役員が、病気その他の事情や理由で、3カ月以上その職務を行うことができないときです(宗教法人法第20条1項2号)。

#### <代務者をおく理由>

代務者は代表役員と責任役員について置かれますが、その理由はこうです。代表役員と責任役員は、宗教法人の管理運営にどちらも欠かせない、いわば車の両輪のような大事な機関です。でも一時的ならばこれを欠いても宗教法人の存在に影響はありません。しかし、このことによって宗教法人の活動が停滞し、法人自身や第三者に損害を及ぼすなど悪い影響を与えるようなことがあっては困ります。これを未然に防ぐために置かれる機関が、代表役員代務者や責任役員代務者です。

#### <代務者の資格>

代務者の資格は規則で定めます。通常、代表役員代務者は、宗教上の地位または宗教法人における一定の地位にあることが必要とされています。寺院では、代表役員代務者に住職代務者に充てる場合が多くみられます。責任役員代務者は、責任役員となる資格を備えている人のなかから選任するとされている場合が多くあります。

欠格事由については、責任役員や代表役員の場合とまったく同じです(宗教法人法第22条)。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩